

国民健康保険税の納付額証明書について

納付額証明書は、確定申告や住民税申告などで社会保険料控除として、申告の際に使用いただくものです。納付額証明書には、令和7年中(1月1日から12月31日)に納付された国民健康保険税額が記載されており、世帯主あてに翌年1月下旬頃に発送します。

なお、お勤め先での年末調整などにより、納付額証明書の発送前に必要な場合は、税務課窓口で納付確認書を取得できます(無料)。本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証など)を持参のうえ、申請してください。

※窓口交付において、別世帯の人が申請する場合は、世帯主(納税義務者)の委任状が必要です。



国民健康保険税の
納付額証明書について
(町ホームページ)

問 税務課 ☎32-1103

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法および地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されます。控除の対象となるのは、令和7年中(令和7年1月1日から12月31日)に納めた保険料の全額です。(令和7年中に納めたものであれば、過去の年度分の保険料や追納した保険料も対象です)

令和7年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が対象者に送付されますので、お手元に届きましたら、大切に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は、e-Taxで利用できる電子データの送付もしており、郵送よりも早く受け取ることができます。マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録を行うと、マイナポータルの「お知らせ」で電子データを受け取ることができます。(電子送付希望の登録を行うと、登録後は書面の郵送が停止されます)なお、ご家族(配偶者やお子さまなど)の国民年金保険料を支払っている場合も、その保険料について控除が受けられます。

問 大垣年金事務所 ☎78-5166

「税を考える週間」税についての習字、作文などの入賞作品の展示について

展示期間および場所

1. アクアウォーク大垣

11月7日(金)午後～17日(月)午前(以降、大垣税務署内にて展示)

展示物(大垣税務署管内の入賞者のみ)

1. 小学生の「税に関する習字」

【主催】東海納税貯蓄組合連合会

2. 中学生の「税についての作文」

【主催】国税庁、全国納税貯蓄組合連合会

3. 税に関する絵はがきコンクール

【主催】一般社団法人 大垣法人会

問 大垣税務署 ☎78-4101

11月11日から17日は 「税を考える週間」です



テーマ

これからの社会に向かって

国税庁では、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、国税庁ホームページで様々な情報を提供しています。

私たちのくらしを支える税について、ぜひこの機会に考えてみてください。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

<https://www.nta.go.jp>

税を考える週間

検索



■CCNetから大切なご案内■

CCNetでは幹線設備の光化のためご自宅への引込線張替および宅内工事を順次ご案内させていただいております。

ご協力の程、よろしくお願いいたします。



CCNet株式会社

CCNetコールセンター(受付時間)9:00～18:00(日・祝除く)

☎0120-441061

掲載内容へのお問い合わせは音声ガイダンス【1】をご覧ください

フラワーギフト

こころにとどく

花キューピット



営業時間

9:00～18:00

祝日

9:00～12:00

定休日

日曜日

(株)花の店カトー

〒503-1316

岐阜県養老郡養老町押越37番地39